大雨災害で被災された組合員の皆様へ

先般の大雨及び台風第2号で被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

JAグループ茨城では標記資金の取り扱いが可能ですので、ご案内いたします。

《資金概要》

■資金名:農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫資金)

■ご利用いただける方: 認定農業者、認定新規就農者、地域における継続的な農地利用を図る者等

■資金使途:災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金

(被害を受けた設備の修繕・再取得等のほか、災害の影響による減収分見合いの運転資金も対象)

■借入限度額:600万円以内

■返済期間:15年以内(うち据置期間は3年以内)

■返済方法:営農形態にあわせた年1回・年2回・毎月返済など(貯金口座からの自動引落し)

■借入申込必要書類:借入申込書·経営安定計画書

添付資料 ◎被害を証明する書類(被災証明書など)※市町村長の証明書

◎その他組合が必要とする書類(収入証明書など)

■貸付利率: 年0.35%~0.75%(令和5年5月18日現在) ※借入期間に応じて変動します。

■その他:○詳しくは、お近くの支店にご相談ください。

○審査の結果ご希望に添えない場合がございます。

被害を受けた設備の修繕・再取得に必要な資金については、「JAの農業3資金(新認定農業者育成特別資金・アグリマイティー資金・農業近代 化資金)」も取り扱いをしております。併せてご検討ください。